

## 民事判決の実行方法に関する法律

### 総則

- 第1条 家具及び不動産などの債務者の財産は、具体的又は抽象的を問わず、債権者に対する支払いの担保となる。よって、これらの財産を、売却のため没収し、その収益を債権者に対して支払うことができる。ただし、以下の財産は、没収してはならない。
1. 全家族一緒に使用され、眠るために債務者又はその家族にとって必要な財産
  2. 債務者及び債務者と同居する家族にとって必需品であるテーブル、食器棚、衣類
  3. 農家及び職人の仕事又は職業にとって必要な労働力手段及び他の機器
  4. 債務者及び（彼と同居する）彼の家族が3か月持ちこたえるのに十分な食品
  5. 家族の使用に必要な用具、並びに
  6. 宗教儀式において使用するためのもの
- 第2条 公務員及び従業員の賃金、給与 使用人／労働者の賞与を含む給与は、毎月、以下の比例方式のみに従って没収されるものとする。
1. 5,000 リエル以下は、一切没収することができない
  2. 5,001～15,000 リエル 最大で5分の1を没収することができる
  3. 15,001～50,000 リエル 最大で5分の2を没収することができる
  4. 50,001～100,000 リエル 最大で2分の1を没収することができる
  5. 100,001～160,000 リエル 最大で3分の2を没収することができる
  6. 160,001 リエル以上 最大で4分の3を没収することができる
- 第3条 食品に支払われる個人貸付又は貸付は、最大で5分の1のみを、第2条で述べた給与及び賃金に加えて、没収することができる。

### 第1章 動産の没収

#### 第1部 没収方法

- 第4条 債権者は、債務者の財産没収について、債権者がかかる支払いを命令する判決を有する場合に限り、訴えを起こすことができる。

第5条 裁判所の決定が、債務者が特定の時間内に借入金を弁済するための金策をすることが許されることである場合、債権者は、その特定の時間が経過した場合に限り、訴えを起こすことができる。

第6条 債権者が、前項の特定の時間の間に担保の全部又は一部が失われる可能性があるると疑う理由を有する場合、債権者は、担保を維持するための一時的な措置を講じるため、裁判所長官へ訴えを起こすことができる。

第7条 債権者は、支払われるべき金額及び支払期日を明記した最終決定を裁判所から受領するときまで、没収を要求してはならない。

第8条 裁判所長官は、担保の喪失を防ぐために自身が適切とみなす措置を講じることが必要と考える場合、一時的措置を命令する。

第9条 裁判所は、債権者が裁判所書記官の事務所で係属中の訴えを有しない限り、かかる措置を命令してはならない。

第10条 債務及び動産に関する訴訟において、裁判所は、執行の方法を定めた判決の抜粋のみの写しを発行する必要がある。事件が不動産に関わる場合、裁判所は、執行される方法を記載した完全な判決の写しを発行しなければならない。

第11条 拘禁を伴う事件についても、裁判所は、完全な判決の写しを発行する必要がある。

第12条 不動産の没収は、債務者の動産が債務者による売却のため裁判所の手中に置かれるべきであると債権者が要請する場合であり、その売却の収益は債務を弁済するために使用されることとする。

第13条 没収は、債務者がどこに動産を有するかにかかわらず実施することができる。

第14条 没収の手続きは、以下のとおりである。

1. 債務者へ知らせるため判決の要約を持っていき、債務を弁済するよう命令する
2. 弁済しない場合、弁済するよう命令する
3. 没収及び当該財産を維持する者の任命について報告する
4. 発表
5. 没収された財産（それが記録されているかどうか）及び当該財産の売却を審査する

第 15 条 動産の没収は、債務者が没収前に裁判所の決定について知らされる場合のみ行うことができる。

第 16 条 支払命令付きの裁判所の決定の写しは、債務者へ直接与えられるか又は債務者の住居へ郵送されなければならない。判決を実行する者は、判決を手渡し、債務者に対し、債務者が支払わなければ動産が没収されることになること及び債務者が拘禁される可能性があることを知らせて、支払いを命令する者である。

第 17 条 債務者へ判決について知らせた後、二度目の通知は必要ないが、執行を担当する公務員は、債務者に対し、没収が行われる前に債務者が支払うための特定の期限について知らせなければならない。

第 18 条 判決を実行する者が、30 日以内に没収に関する行動を取らない場合、当該債務弁済命令は無効になる。

第 19 条 命令には、以下を含む。

1. 裁判所の決定についての発表。決定が既に債務者に知られている場合は、それについて要支払額が十分となることを示すリマインダー
2. 要支払額の支払命令、及び指定期間内に支払わなければ裁判所が法律に基づく措置を講じることにつながる旨の通知

第 20 条 債権者が債務者に対する自己の権利を別の者へ移転する場合、その者は、当該移転について債務者へ知らせなければならない。債権者本人が死亡し、相続により又は贈与により債務に対する権利が移転する場合、その相続人又は贈与を受領する者は、当該死亡(死亡証明書を提供して)、自身の身元、及びその者が当該贈与を受領する背景を示す故人の「メッセージ」について、実行者／裁判所へ知らせるものとする。

第 21 条 上記の通知は、判決の通知を渡すのと同時に渡すことができる。

第 22 条 債務者が未成年者又は障害者である場合、没収は、その法定代理人の財産に関して行われることになる。

第 23 条 裁判所の決定が、債務者自身に代わって支払う別の債務者を要求する場合、没収を要請する者は、判決について当該他の債務者へ知らせるものとする。

第 24 条 債務弁済命令が、1 回又は 2 回行われたものの成果がない場合、判決を実行する者は、報告書を作成しなければならない。

第 25 条 その場合、判決を実行する者は、債務者の動産を没収しなければならない旨を書くものとする。

- 第 26 条 次に、すべての財産は、裁判所の手中に置かれるものとする。これらの財産を変更、詐取、又は横領する者は、6 か月以上 7 年以下の拘禁を受けることになる。
- 第 27 条 その場合、没収期間中に起こるすべての事由（没収された財産の名称及び説明など）を明確に記録しなければならない。
- 第 28 条 没収財産の名称／説明が詳細に記録されなかった場合、その没収は無効とみなされることになる。
- 第 29 条 当該財産が同じ種類であり、ほとんど価値がない場合、すべてを集めて没収しなければならない。
- 第 30 条 取引される可能性がある商品又は物もまた、没収されるものとする。これらの商品は、数量を知るために、はかりにかけ測定しなければならない。
- 第 31 条 没収された貴金属、石、及び真珠の金額は、列記及び説明されなければならない。当該財産にスタンプが押されているか又は他の方法でマーク付けされている場合、当該マーキング／スタンプもまた記録するべきである。銀製品もまた、重さを量る必要がある。
- 第 32 条 銀行券がある場合、その数量及び額面金額を記録しなければならない。判決を執行する公務員は、自身の部署又は自身が安全とみなす他の場所で当該金銭を保管しなければならない。
- 第 33 条 判決を実行する者は、債務者及びその家族の 3 か月間の食糧のために十分な金銭を残すものとする。
- 第 34 条 判決を実行する者は、債務者又はその使用人の身体を捜索しないものとするが、債務者が金／銀製品又は他の貴重品を身に着けている場合、その実行者は、敵からの保護のために祈祷が刻まれた品を除き、当該品目を没収することができる。
- 第 35 条 没収の間、実行者は、2 名の証人（彼らは当該実行者の証人とみなされる）を立ち合わせなければならない。証人は、成年であること、当該実行者の親類ではない（いとこまで、及び婚姻によるいとこでもない）こと、または当該実行者の使用人でないことが必要である。
- 第 36 条 証人がいない場合、その没収は、無効である。
- 第 37 条 実行者は、債務者の家屋が閉鎖されていると分かる場合、誰かが侵入して物を盗むのを防ぐためにその家を警備する者を見つけるものとし、その

間に、コミュニティの首長／副首長又は委員の立会いで出入り口を開けるため技能者／住民を呼びに行く。他の閉鎖された動産もまた、開けられ、記録され、没収される。

第 38 条 債務者が、在宅であり、強制か否かを問わず出入り口が開けられる場合、実行者は、その場で債務を弁済するよう債務者に再度命令する。その命令は、第 25 条の下で実行者により作成される報告書において言及されなければならないが、実行者がこれを怠っても、その報告書は無効にならない。

第 39 条 実行者は、すべての部屋、食器棚、テーブル、及び賃貸されている部屋を開けることができる。賃借人が出入り口を開けることを拒む場合、実行者は、第 37 条の手続きに従う。報告書には、没収された財産が売却される年月日を記載しなければならない。

第 40 条 実行者は、当該財産を維持管理する者を選ぶものとする。その者は、当該財産を管理及び保護するものとし、債務者又は他の者が侵入して没収財産を盗む又は価値の低い物と没収財産を交換することのないように、注意を払わなければならない。

第 41 条 債務者は、財産を保護する意思があり、十分な富を有する責任ある者を提案することができ、実行者はその提案を受け入れることができる。

第 42 条 債務者自身、又は婚姻による債務者の姻戚（いとこまで）は、債権者が同意する場合、当該財産を保護することができる。この同意は口頭で行うことができる。

第 43 条 没収される財産が、当該財産を誰かに保護させる費用よりも価値が低い場合、（その家に滞在する）債務者は、債権者の同意がなくとも、当該財産を保護することができる。

第 44 条 報告書は、一般的に没収の場所で作成し、当該財産を保護する者が署名及び指紋押捺する必要があり、その者に対して当該報告書の写しを与えなければならない。また、報告書には、実行者及び証人が署名及び指紋押捺する必要がある。

第 45 条 没収が債務者の家において債務者の立会いで行われる場合、没収財産の交換、偽造、又は盗難の罪を避けるため、債務者に対しても当該報告書の写しを渡す必要がある。

第 46 条 債務者がそこにいなかった場合、実行者は、没収の立会人であったコミュニティの首長／副首長へ当該報告書の写しを渡すものとする。当該首長／副首長は、債務者が戻った場合にこの報告書を渡すこととする。

- 第 47 条 没収が債務者の家以外で行われ、債務者がそこにいない場合、実行者は、命令を要請するため裁判所長官に訴訟を起こさなければならない。
- 第 48 条 財産を保護している者は、当該財産を外部にリース又は貸出ししてはならない。保持者は、当該財産を、自身の財産であるかのように保護するものとする。保持者がこれをしない場合、当該保持者は、損害について賠償責任を負うことになり、及び自身の任務を解かれるものとする。
- 第 49 条 財産を保護している者は、1 週当たり最高 1,500 リエルを支払われる。
- 第 50 条 実行者は、没収される品目の価額を見積もり、自身の報告書において各品目の見積額に言及する。
- 第 51 条 動産の見積価額が 15,000 リエル未満である場合、実行者は、当該財産が、価値が少なすぎて債務を弁済するには不十分であり、没収されるべきではないことを報告することとする。報告書には、この理由（動産の不十分な金額）を明記し、記録しておくため裁判所書記官へ当該報告書を渡すものとする。
- 第 52 条 没収財産の価額を見積もる実行者は、自身の報告書において、当該動産が売却される年月日を示すものとする。
- 第 53 条 実行者は、報告書の写しをサンカット／コミュニンの委員会事務所又は債務者の住居に直ちに掲示する。これが行われない場合、没収は、無効であり、進めることができない。
- 第 54 条 没収された動産の公売は、実行者が当該財産の見積価額のリストを作成した後、30 日以内に行われるべきである。
- 第 55 条 売却の日に、実行者は、いかなる品目も滅失又は交換されなかったことを確保するため、自身が先に作成したリストと比較して、没収財産を点検し、数量を確認しなければならない。
- 第 56 条 実行者は、滅失を見つけた場合、直ちに問い合わせを実施するものとする。交換又は盗まれた財産がある場合、実行者は、その違反を犯した者を裁判所に連れてくるよう所轄官庁に求めるものとする。
- 第 57 条 実行者は、命令されリストに記録されている日に没収財産を売り払う。没収財産が利子及び費用を含む債務よりも価値が大きい場合、債務者は、一定の品を他の品目よりも前に売却し、債務者自身が最も好きな品目を保持できるようにするよう要請することができる。

第 58 条 その売却が妨害される場合、実行者は、そのインシデントを記録し、その違反者を裁判所へ連れてくるよう所轄官庁に求めるものとする。

第 59 条 元本、利子、及び債権者の経費を支払うだけの十分な財産が売却された場合、その売却は（さらに没収された財産が存在する場合であっても）停止されるものとする。

第 60 条 売却はすべて現金によらなければならない、当該品目が買主に引き渡される時に、買主は直ちに支払う必要がある。

第 61 条 競売から得られる金銭は、債権者へ渡されることとし、債権者は、自身が当該金銭を受領した売却に関して報告書に記入するものとし、自身の名前を署名するものとする。報告書は直ちに作成されるべきである。債権者が読み書きできない場合、当該金銭は、2 名の証人の立会いで当該債権者に渡さなければならない。

第 62 条 実行者が、異議申立て（第 70 / 72 条参照）の存在のため債権者に対して直ちに金銭を渡すことができない場合、実行者は、最大で 3 日間、当該金銭を書記官の事務所で保管する。

第 63 条 競売で誰も落札しない場合、没収された品目は、売却価格に応じて債務の全部又は一部を弁済するため、事前に決定された価格で債権者へ売却され、リストに記録されなければならない。売却価格がすべての債務を満足するには不十分である場合、債務者は差額を支払うことを要求される。実行者は、債権者へ渡される金額を、債務確認書が存在する場合はその裏面に記録しなければならない。売却価格が全債務を賄う場合、実行者は、債務確認書を債務者へ渡すものとする。

## 第 2 部 異議

第 65 条 以下の者は、没収に対して異議を申し立てることができる。

1. 債務者
2. 別の債権者（没収の訴えを起こさなかった者）
3. 自身が当該動産の全部 / 一部の真の所有者であると主張する者

第 66 条 上記のいかなる者も、実行者が没収を実施している間に異議を申し立てることができる。実行者は、自身の報告書にその異議を直ちに含めなければならない。実行者は、その異議に根拠（具体的な理由）がないとみなす場合、没収を継続し、継続する理由を自身の報告書に明記することができる。債務者は、実行者が没収を執行した後、異議に関する決定を直ちに出すよう裁判所に要請する権利を有する。

第 67 条 異議が、実行者が没収を報告した後に提出される場合、債務者は、裁判所に自分で訴状を提出しなければならない。裁判所長官は、当該異議を受領する場合、その問題に関して直ちに決定しなければならない。

第 68 条 異議が没収前に提出され、かつ、裁判所長官が競売前にその問題に関して決定しない場合、債務者は、訴状の提出を証明する裁判所書記官からの受領書を実行者へ渡すものとする。実行者は、その受領書を受け取った場合、競売で当該品目を売却してはならない。受領書が実行者へ渡されない場合、実行者は、競売を続けることができる。

第 69 条 裁判所が異議を認める場合、実行者は、競売を停止しなければならない。

第 70 条 他の債権者（没収の訴状を提出しなかった者）は、競売を禁止するよう要請することはできないが、当該売却から得られた金銭を最初の債権者へ分配しないよう要請することができる。他の債権者は、競売の日又はその前に異議を申し立てなければならない。実行者は、競売の報告書に当該異議を記録しなければならない。

当該異議が提出される場合、実行者は、没収を要求した債権者に対して売却から得た金銭を渡すことができない。実行者は、裁判所書記官の事務所又は他の安全な場所で当該金銭を保管する必要がある。異議申立てを行う債権者は、10 日以内に、訴状についての決定の申立書を裁判所に提出しなければならない。

第 71 条 異議を申し立てた債権者が 10 日以内に裁判所へ当該申立書を提出しない場合、没収を要求した債権者は、書記官に預けられた金銭を要求することができる。

第 72 条 自分が没収財産の全部／一部の真の所有者であると言う者は、競売を停止するための異議を申し立てることができるが、それが有効であるためには、競売の日又はその前に提出されなければならない。

第 73 条 当該財産を所有していると主張する者は、実行者に対する申立書、並びに自身の所有権を特定する他の書類が存在する場合は当該書類、又は自身の所有権の主張を証明する他の証拠を提出しなければならない。

異議申立てを行う者は、読み書きできない場合、実行者に対して口頭で訴えを行うことができ、実行者は、その者の回答を書き取るものとする。2 名の証人が、申立人の経歴を証明しなければならない。

第 74 条 異議が、一定の品目のみに関係する場合、当該品目のみが売却されず、他の品目の競売は開催することができる。

第 75 条 異議が、当該品目の全部又は大部分に関係する場合、実行者は、売却を一時的に停止するものとする。

実行者は、当該異議／異議に関する報告書を裁判所長官へ送り、当該長官が競売を続けるかどうかに関する即時の令状を発行することにより決定するようしなければならない。没収された品目は、裁判所がその決定を出すときまで、当該品目を保護するため実行者から保管者へ渡されることとする。

第 76 条 裁判所長官が、当該品目を競売で売却しなければならないという判決を出す場合、競売は、当該異議にかかわらず、実施しなければならない。

ただし、競売からの金銭は、裁判所が当該異議について決定するときまで、書記官の事務所で保管されなければならない。

第 77 条 異議申立てを行う者は、裁判所長官の当該決定に対して 10 日以内に抗告することができる。この期間内に抗告を提出しない場合、当該決定は最終的になる。

抗告には、最初の異議申立ての写しを含まなければならない。抗告の前に調停を行う必要はない。

第 78 条 他の債権者が、競売の前又は期間中に、売却からの金銭を最初の債権者（没収訴訟を起こした者）に渡さないよう求める訴えを起こす場合、書記官は（実行者からの競売の収益を受領後 15 日以内に）、債務者、最初の債権者、及び異議を申し立てた債権者に対し裁判所に出頭するよう呼び出すものとし、裁判所長官又は当該長官が指名する裁判官は、当該金銭を持っていき、当該債権者の間で当該金銭を平等に分けなければならない。

第 79 条 当該分割後になお紛争がある場合、異議を申し立てた債権者は、当該分割に関する最終決定を要求する別の訴状を提出することができる。

第 80 条 すべての当事者は、債務を弁済するための金銭の分割に関する報告書に署名しなければならない。報告書の原本は、裁判所書記官の事務所で保管する必要がある。

第 81 条 競売が既に行われた後に訴えを起こす者は、損害賠償の訴えのみを起こすことができる。

## 第 2 章 不動産の没収

第 82 条 実行者は、不動産没収の訴状を提出する債権者に対し、没収を命令する判決の写しを実行者に渡すよう命令するものとする。

当該不動産が地籍局に登録されている土地である場合、当該登録の写し 1 部が、案内図の写し 1 部とともに、同様に渡される必要がある。

また、実行者は、訴状を提出する債権者に対し、当該土地に関する改良があるかどうかを言明するよう命令するものとし、及び改良がある場合、

当該債権者は、改良のリストを提供する必要がある。

第 83 条 実行者は、債権者からこれらの種類を受領する場合、債権者へ受領書を発行する必要がある。実行者は、これらの書類を自分で見つける場合、受領書を発行する必要がある。

第 84 条 債務者は、判決について最初に知らされ、没収が行われる前に債務を弁済するよう（第 16 条に記載するとおり）命令されるべきである。

第 85 条 債務者が命令に従わない場合、実行者は、金銭の弁済命令が出されてから少なくとも 30 日後に、没収に関して報告することとする。当該報告書は、没収される不動産の規模、性質、及び場所を記載したリストの写し 4～5 部を添付するものとし、以下のものも含めなければならない。

- － 訴状を提出した債権者、及び債務者の氏名及び住所
- － 地籍調査リストにおける当該土地の登録を示す書類
- － 没収を要求する債権者により要請された当該土地の価格、及び
- － 競売の日付、時間、及び場所

第 86 条 競売で売却される土地が、1 ヘクタール未満であり、かつ家屋（構造物）を含まず、及び自然のままの不動産とみなされる場合、国民の委員会の首長／副首長は、競売がコミューン事務所において実行者の立会いで行われるよう要求するものとする。そうでない場合、あらゆる競売は、裁判所で行う必要がある。

第 87 条 実行者は、当該不動産が所在するコミューン又はサンカット、売却される土地、及び市場において、不動産のリストを掲示しなければならない。競売が裁判所で開催される予定である場合、当該裁判所にも当該リストの写しを掲示しなければならない。

第 88 条 当該リストは、事件ファイルに入れるものとする。これは、原本とみなされ、及び実行者が特定の場所に写しを掲示したことを最後に記載しなければならない。

第 89 条 当該不動産が登記されていた場合、実行者は、不動産のリストを掲示した後、地籍局の登記簿に没収の記録の写しを提供するか、又は少なくとも当該没収の登記を行い、当該不動産を購入したいと思う第三者が没収について知るようになる必要がある。

当該不動産が地籍調査リストに登録されていない場合、州／郡の地籍局の登記簿に同じ登記を記録する必要がある。

第 90 条 不動産の品目を記載したリストを掲示した日から 5 日以内に、実行者は、債務者、及び抵当権を与えた者であって、その抵当証書が当該不動産の没収の抵当権を登録する記録簿に登録されている債権者に対し、その者が競

売に出席するよう通知するものとする。債務者及び債権者（抵当権）へ交付される通知の最後に、実行者は、当該競売、没収される不動産のリスト、及び最初の命令についての情報を記録するものとする。これは、当該競売が裁判所で行われることになる場合、裁判所書記官により事件ファイルに保持されるものとする。

第 91 条 これらの者が没収についての通知を交付される日から、債務者又はその賃借人は、当該不動産から製品及び賃借物を合法的に保護するよう任命されるものとする。

第 92 条 没収の訴えを起こす債権者、又は本件に利害関係を有する他の者が、債務者又は賃借人以外の別の者が当該財産を保護するよう要請する場合、当該要請は受諾されるものとする。

第 93 条 当該債権者又は他の者は、この申立てを、没収される財産が所在する裁判所の長官に対して行わなければならない。長官は、緊急命令でその問題を決定するものとする。申立人及び債務者は全員呼び出され、他の当事者は実行者により代理されることになる。管理人は、評判のよい人物の中から選ばれるものとする。

第 94 条 管理人の報酬は、当該管理人の提案に応じて、当該管理人が当該財産の保護を終えた後、及び裁判所長官が当該保護の収入／経費を決定した後に、裁判所長官により決定されるものとする。

第 95 条 管理人は、原則として、当該請求から受領される金銭の 5 パーセント及び経費の 5 パーセントを報酬として受領するべきである。

第 96 条 競売は、通知がすべての必要な場所に掲示された日から 30 日後に実施することができる（第 86～87 条参照）。

州の都市部、町、又は大都市中心部に所在する不動産については、新聞、ラジオ及びテレビによる発表も行わなければならない。

第 97 条 売却は、公開で、かつ入札により行われなければならない。最後に最高値を入札する者が、当該財産を与えられるものとする。

第 98 条 入札の開封後、競売人は、ロウソク又はランプを、当該ロウソク又は各ランプが少なくとも 1 分間燃え尽きる時まで、連続的に点灯させるよう命令するものとする。

連続して燃やされた 3 つ目のロウソク又はランプが消えたとき、最高値の入札者に対して当該不動産を与える決定が行われることになる。

第 99 条 この全期間中に誰も入札しない場合、没収を申し立てた債権者は、当該債権者が訴状において要求した価格で当該不動産の買主になるものとする。

第 100 条 競売が何らかの理由で後日に延期される場合、唯一の入札者又は入札を申し出た最後の者は、当該不動産を与えられないものとし、当該人物の入札は無効とする。

第 101 条 競売で入札する者は、入札することを許される前に、実行者に対して保証金を支払うものとする。当該資金は、当該土地の提示価格の 10 パーセントとする。当該金銭は、当該入札者が落札しない場合、当該入札者へ全額返還されるものとする。当該入札者が落札する場合、実行者は、当該保証金を書記官の事務所へ持参し、落札された財産の価格に含めるものとする。

第 102 条 競売が裁判所の事務所で行われる場合、当該土地の金銭（全額）は、書記官へ渡されるものとする。競売がコミューンの事務所で開催される場合、当該金銭は、コミューンの首長／副首長へ渡されることとする。

第 103 条 落札者は、あらゆる税金又は関税及び入札手数料を含む売却価格を、落札した日から 10 日以内に支払う必要がある。これらの経費／手数料は、売却の前に、当該首長／副首長又は裁判官により発表されるものとする。

売却が裁判所で開催される場合、長官はその問題を単独で取り扱うものとする。

競売に関する報告書は、落札者がすべての経費を支払った後、その者に渡すことができる。

第 104 条 落札者は、価格の全額及びあらゆる費用を支払った場合に限り、かつ入札の再実施を求める他の訴状が提出されなかった限りにおいて、当該財産を受領する。落札者が当該財産について支払わない場合、当該財産はなお債務者に帰属する。

第 105 条 落札者は、価格の全額が支払われる日に、当該財産を現状のまま受け入れるものとする。当該人物は、自身が価格の全額を支払う時以前に、当該財産に関する保証及び他の一部の経費を取得することに反対してはならない。

第 106 条 当該財産に関する税金を政府に支払わなければならない場合、購入価格から当該税金の支払い分が差し引かれることとする。

第 107 条 入札後の 3 日間、いかなる者も、その者が購入価格全額及び購入価格の 5 分の 1 の追加金額を書記官に預託する場合、既に売却された財産の競売をもう 1 回開催するよう、書記官／実行者に要請することができる。

第 108 条 書記官は、かかる申立書を受領する場合、実行者に知らせて当該申立書の写しを渡すものとし、実行者は、当該申立書を、前の買主、債権者、債務者、及び当該売却に利害関係がある他者へ提供することとする。

第 109 条 裁判所長官は、新たな競売（日付）に関する令状を発行し、要求された地域で当該売却の告知を掲示するよう実行者に命令するものとする。告知には、当該土地の価格が前の売却価格より 5 分の 1 高くなることを記載する必要がある。

第 110 条 再売却は、当該申立てが書記官の事務所又は実行者に提出された日から 1 か月以内に行わなければならない。

第 111 条 再売却を要請する者がいない又は前の売却価格より 6 分の 1 多く提示する者がいない場合であっても、買主が 10 日以内に購入価格の全額を支払わない場合、債務者、債権者（没収を申し立てた者）、その問題に関係がある者の他の債権者は、当該買主が当該金銭を支払わないことを理由として再売却の申立てを行うことができる。

第 112 条 再売却について、入札の開始価格は、以前と同じである。

第 113 条 2 度目の競売が、最初の売却よりも（売却価格及び経費において）低い金額になる場合、支払いを怠った前の買主は、当該金額の差額を支払わなければならない、及び当該買主に支払わせることができる。

2 度目の競売が、前より高い金額になる場合、超過した分の金銭は、登録された債権者に渡されることとする。残り（もしあれば）は、債務者へ渡すべきである。

前の買主は、前回の売却の経費を新たな買主、債権者、又は債務者に請求することができない。これらの経費は、登録された債権者に対し、及び残りは債務者に対して渡されることとする。

第 114 条 その問題に関係を有する者は、当該競売の見直しについて裁判所に申し立てることができる。

第 115 条 裁判所は、支払わなかった前の買主を被告として呼び出した上で、可及的速やかに当該訴状について審理を実施する。裁判所が、当該申立てに有利に判示する場合、その発表において掲示された日に新たな競売を開催しなければならない。

第 116 条 競売の 10 日前まで、没収に関係を有する者（登録債権者又は最終的かつ絶対的な判決での他の債権者）は、没収に関して異議申立てを行うことができる。

第 117 条 先に指定された場所に掲示しなければならない競売の発表は、一般市民が権利の喪失について知り異議申立てを提出することができるように、容易に見える大きさでなければならない。

第 118 条 当該売却がどこで開催されるかにかかわらず、競売の予定日に対して異議が適切に提出された日付から 10 日以内に緊急令状を発行することにより当該異議を決定するのは裁判所長官である。裁判所は、十分に余裕をもって決定し、コミューンの首長が競売の日付より前に当該決定について知るようにしなければならない。

当該申立てが却下される場合、実行者に直ちに知らされなければならない。実行者は、次に、当該売却を続けることをコミューンの首長に知らせることとする。このインシデントから生ずる経費は、敗訴当事者へ請求されることとする。

没収が、手続きに従っていないことにより却下される場合、裁判所長官は、どの時点から当該手続きを再開しなければならないかを決定することとする。

第 119 条 没収が、法律に反することにより却下される場合、当該競売は、その抵触が解決されるときまで延期されることとする。

第 120 条 競売に出された不動産の所有権を請求する者は、当該売却の日付から 6 か月以内に異議を申し立てなければならない。この時間以外に提出された訴状は、重要ではないとみなされることとする。

当該 6 か月の期間後、当該財産の所有権を請求する者は、当該財産の所有権の喪失を引き起こした者に対して損害賠償を求める訴状を提出することのみができる。

第 121 条 ある者が、競売の前に当該財産の所有権を請求する場合、競売は自動的に取り消されない。裁判所が、これに関して（第 116 条に従い）決定することとする。

第 122 条 売却の収益を要求する異議がない場合、最初の没収申立てを提出した者は、競売に関する判決において指名され、売却から得られ自身に支払われるべき金銭のうち、経費及び税金がある場合はこれを除いた全額を受け取るために裁判所に来るように命令されるものとする。

売却の収益を要求する異議がある場合、当該金銭は、裁判所（長官又は委任された裁判官）が当該申立てを決定するときまで、書記官により保管されるものとする。

第 123 条 裁判所長官又は当該長官がその事件に割り当てた裁判官は、当該要求を法律に従って決定し、抵当証書を有する債権者又は衡平により優先権を有する債務の債権者が優先権を有するようにする必要がある。この決定は、地籍登記簿に記録されるものとする。通常の債務について、決定は、その時に作成された記録簿に記載されるものとする。原本は、裁判所書記官の事務所で保管されるものとする。

第 124 条 　いずれかの当事者が決定に同意しない場合，裁判所長官又は割り当てられた裁判官は，その者に，裁判所に訴状を提出するよう伝えるものとする。

### 第 3 章 拘禁

第 125 条 　拘禁は，頑固な債務者に対して，その義務の遂行を強制するものである。

第 126 条 　債務者は，既に自身の刑期を務めた場合であっても，当該債務のうちまだ弁済されていない部分について責任を負う。

第 127 条 　拘禁により，債権者は，債務を請求すること又は没収を要求することを妨げられない。債権者は，拘禁又は没収のいずれも要求することができる。

第 128 条 　拘禁は，債権者が書面の訴状を提出するか又は審理で口頭による訴えを行う場合にのみ，科すことができる。口頭による訴えは，裁判所の聴聞記録簿に記載しなければならない。

第 129 条 　拘禁は，判決が出される前のいつでも要求することができる。

第 130 条 　裁判所は，債務者に対して債務を弁済するための金策をする時間を与えるため，拘禁を 6 か月間停止することができるが，これには，判決における詳細な理由づけが必要である。

第 131 条 　拘禁について，債務者は，当該債務者が住んでいる地域の刑務所で拘束されるものとする。

第 132 条 　拘禁は，以下に関して科されないものとする。

- a. 18 歳未満の未成年者
- b. 女性については 65 歳及び男性については 70 歳を超える者
- c. 身体障害者
- d. 妊婦，又は 3 歳未満の子どもを有する女性
- e. 保証人
- f. 債権者の親族（四親等まで）
- g. 10 万リエル未満の金銭を借りている債務者，及び
- h. 債務者の子ども

第 133 条 　刑期の長さは，債務の金額によって決まる。

- a. 100,000 から 200,000 リエルの債務の場合，1 か月
- b. 200,001 から 400,000 リエルまでの債務の場合，2 か月
- c. 400,001 から 600,000 リエルまでの債務の場合，3 か月
- d. 600,001 から 1,200,000 リエルまでの債務の場合，4 か月
- e. 1,200,001 から 3,000,000 リエルまでの債務の場合，5 か月

- f. 3,000,001 から 6,000,000 リエルまでの債務の場合, 6 か月
- g. 6,000,001 リエル以上の場合, 8 か月

第 134 条 拘禁される債務者のうち, 病気である又は拘禁により生命を喪失する可能性がある者は, 自身の要請又は刑務所所長の要請に応じて, 診断書が添付される場合に限り, 釈放される場合がある。

第 135 条 債権者は, 債務が弁済されていない場合であっても, 債務者の釈放を要請することができる。この場合, 裁判所長官は, 債務者の釈放を命令するものとする。

第 136 条 拘禁は, 債権者の要請に応じて行われることになる。実行者は, 少なくとも 1 か月前に申請書を他の添付書類 (拘禁の判決, 政府に対する食費の受領証) とともに裁判所へ渡すものとする。

第 137 条 裁判所長官は, 書類が完全であるとみなす場合, 債務者を刑務所へ連れて行くよう命令するものとする。

第 138 条 債務者が拘禁に異議を申し立てる場合, 実行者は, 当該債務者を裁判所長官のところへ連れて行くものとし, 長官は, 令状を発行することにより, 当該 (書面又は口頭の) 異議申立てを決定するものとする。

第 139 条 債務者の主張が有効でない場合, 裁判所長官は, 当該債務者を留置する命令を出すこととする。刑務所所長は, 当該命令を見て, 当該債務者を受け入れ, 拘禁するものとする。当該命令は, 直ちに実行されなければならない。

第 140 条 食費は, 前払いされるか又は毎月支払われなければならない。

第 141 条 債権者が食費を支払わない場合, 債務者は, 食費が支払われた月の最後の日が終了した翌日に, 釈放されるものとする。

第 142 条 債権者が食費を支払うことができなかったため, 債権者自身が債務者の釈放を要請した場合, 当該債権者は, 債務者を同じ債務について刑務所へ戻すために別の訴えを提起することができない。

1992 年 4 月 6 日に第一立法部の臨時会議でカンボジア国の国民議会により採択された。

プノンペン, 1992 年 4 月 6 日  
国民議会 議長の名義及び印  
CHEA SIM